

東松島市定住化促進事業費補助金 概要

補助金の目的

市外にお住まいの方、以前東松島市に居住・勤務していた方が本市へ定住（※永く本市に住むことを前提に、生活の根拠を本市におくこと）するために住宅を取得する場合に補助金を交付する制度です。

定住化促進事業費補助金について

対象：次のいずれかに該当する方が補助金の対象となります。

- 現在東松島市外に居住し、申請時から前1年以内に本市に居住したことがない方で住宅を取得予定の方
- 現在東松島市内の賃貸住宅に居住している者又はUターン者等であり実家等に居住している者で、その居住期間が2年以内で、かつ、賃貸住宅に居住する前1年以内に市内に居住したことがない方

※当該年度予算に達した場合は、受付を終了する場合があります。

対象経費：住宅取得の契約締結日により対象経費が次のとおりとなります。

- 住宅取得の契約締結日が令和4年10月31日以前の場合
住宅取得に要した費用（建築、設計、土地取得費等を含む）の一部
- 住宅取得の契約締結日が令和4年11月1日以降の場合
住宅取得に要した費用（建築、設計費等を含む）の一部

補助金額：下記のとおりです。

	住宅取得の契約締結日が 令和4年10月31日以前	住宅取得の契約締結日が 令和4年11月1日以降
<u>市内業者</u> を利用した場合 ※本社・支店・営業所等が 市内にある業者を利用	【新築又は改築】 住宅及び土地の取得に要した費用の10%又は100万円のいずれか低い方	【新築又は改築】 住宅の取得に要した費用の10%又は100万円のいずれか低い方
	【中古住宅】 (空き家バンクの利用を含む) 住宅及び土地の取得に要した費用の10%又は50万円のいずれか低い方	【中古住宅】 (空き家バンクの利用を含む) 住宅の取得に要した費用の10%又は50万円のいずれか低い方
<u>市外業者</u> を利用した場合	【新築又は改築】 住宅及び土地の取得に要した費用の10%又は50万円のいずれか低い方	【新築又は改築】 住宅の取得に要した費用の10%又は50万円のいずれか低い方
	【中古住宅】 住宅及び土地の取得に要した費用の10%又は25万円のいずれか低い方	【中古住宅】 住宅の取得に要した費用の10%又は25万円のいずれか低い方

※業者とは、建設業法の許可・宅地建物取引業法の免許を受けた法人及び個人で物件の建設又は中古物件の売買に係る仲介事業者（例：建設業者、不動産業者）をいいます。

※住宅の登記が共有名義の場合は、持ち分の割合で費用を算出します

※店舗併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の1/2以上であるものに限りま

注 意

東日本大震災時に被災した転入予定者であって、本市からの被災者支援措置（防災集団移転促進事業による土地の取得を含む）を受けている方及び本市の被災者支援措置を受けることが可能な方は補助金交付対象外です。

※被災者支援措置（被災住宅再建支援事業等）との併用は出来ません。

なお、同事業については福祉課福祉総務課係までお問い合わせください。

定住化促進事業費補助金申請の流れ

①入居前申請

必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 住民票（転居前）の写し（コピー可） ※申請者を含む世帯員全員分
- 住宅の位置図、平面図、立面図
- 住宅に関する契約書の写し
- 市区町村民税に係る納税証明書（最新年度）（コピー可）
- 補助金振込口座の確認できるものの写し
- Uターン者等である旨を証する書類（戸籍の附票、雇用証明書等、（コピー可）
- 建築確認済証の写し（申請書兼請求書でのご提出の方は【検査済証】の写し）

入居前後の申請が必要です

交付申請書と実績報告兼請求書で使用する

印鑑は同一のものを押印してください

②市より補助金交付決定通知の送付

③入居後実績報告 ※申請後1年以内に入居し、下記を提出してください。

必要書類

- 実績報告兼請求書（様式第6号）
- 住民票（転居後）の写し（コピー可） ※申請者を含む世帯員全員分
- 住宅の登記事項証明書の写し（コピー可）※所有権の取得を確認できるもの
- 住宅の取得に係る領収書の写し ※申請時契約の履行を確認できるもの

④市より補助金額確定通知の送付→指定口座へ振込



担当：東松島市復興政策部復興政策課 地域振興係

TEL：0225-82-1111

MAIL：kikaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp